

## 令和元年度 随意契約の公表（人権文化ふれあい 部）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの随意契約

【人権文化ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	人権啓発関係業務委託	平成31年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協会	八尾市東本町三丁目9番19号リバティ八尾312号室	5,676,000	長年にわたり広く人権啓発事業や人材育成に取り組んできた実績とその蓄積された知識・技術や人的ネットワークを有し、本市が多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけている団体であり、本業務を委託するに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市人権啓発事業業務委託	平成31年4月1日	八尾市人権啓発推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	2,280,000	人権尊重のまちづくりを進めるため、市内の各種団体及び全地区の地区福祉委員会で組織され、全市域を対象に活動している市民主体の団体であり、市民主体の取り組みを促進していくため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市男女共同参画センター相談業務委託	平成31年4月1日	一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会	大阪市天王寺区上汐五丁目6番25号	1,274,820	男女共同参画センターが行う相談業務については、女性問題に関するカウンセリングのノウハウや経験を有している相談員の配置を始め、継続的な専門的知識の習得支援が必要であり、当該事業者については、これらの実績を有していることから本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
文化国際課	八尾市外国人市民相談事業	平成31年4月1日	特定非営利活動法人 トッカビ	八尾市南本町七丁目6番23号	1,322,000	本業務については、本市の外国人市民の現状を踏まえ、通訳だけでなく相談業務のノウハウや経験を有した専門的な知識や経験等を必要とするもので、価格だけではなく総合的に判断するため、平成25年度にプロポーザル方式で選定された当該団体と、本年度についても継続して随意契約することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	八尾市外国人市民相談事業	令和元年7月1日	特定非営利活動法人 トッカビ	八尾市南本町七丁目6番23号	1,322,000	本業務については、本市の外国人市民の現状を踏まえ、通訳だけでなく相談業務のノウハウや経験を有した専門的な知識や経験等を必要とするもので、価格だけではなく総合的に判断するため、平成25年度にプロポーザル方式で選定された当該団体と、本年度についても継続して随意契約することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
文化国際課	外国人市民情報提供事業	平成31年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協会	八尾市東本町三丁目9番19号リバティ八尾312号	6,349,250	当該協会は、①本市の人権施策を推進する上での協力機関として、外国人市民の人権問題などさまざまな人権課題に関わる啓発活動の実績があり、知識やノウハウを有している、②当該協会は、広範な分野や地域でのこれまでの活動実績から、幅広い視点で、情報誌の作成に取り組むことが見込まれる、③生活や就労などの相談事業を通じて、外国人市民の生活や課題を把握できる、④構成員には、外国人市民団体も含まれており、外国人市民の立場で地域で抱える問題を理解・把握できることから、本事業については、当該協会との契約が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	嘉定区青少年交流団受入業務	令和元年6月4日	公益財団法人 八尾市国際交流センター	八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16	640,500	(公財)八尾市国際交流センターは、市民の国際理解を高め、市民レベルの国際交流を推進することを目的に本市が設立した協力団体であり、これまで、本市の国際交流事業に取り組んできた実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
文化国際課	八尾市文化会館 施設予約・チケット 販売管理システム 更新業務	令和元年6月10日	株式会社ニッセイコム 公共システム事業部	大阪市北区中之島三丁目2番4号	29,590,000	本業務については、システム運用期間の終了及びWindows7のサポート終了に伴うシステム更新、機器更新とあわせて、システムの安定的な運用及びセキュリティの確保の点から、外部のデータセンターにてシステムサーバを運用するクラウドシステムへの移行を予定しているもので、現行システムのバージョンアップ、機器の更新、ネットワーク設定等の作業が密接な連携をもって、円滑に行われる必要がある。また、文化会館の運用の根幹を支えるシステムであるため、運用開始後の障害発生時においても、障害切り分けや復旧作業を的確かつ早期に対処する必要があるため、現行システムの開発者である当該事業者との契約が最も適していると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
安中人権コミュニティセンター	安中人権コミュニティセンター非常灯補修	令和元年7月22日	共栄テック	大阪府八尾市八尾木北6丁目34番	860,760	本センターは、第2避難所として、避難者等の安全誘導及び確保を図るため、非常灯を設けているが、補修必要箇所が見つかり、台風到来前に応急復旧処置を実施する必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)
安中人権コミュニティセンター	清掃業務及び施設解錠業務	平成31年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,639,000	高齢者の雇用と活動の促進を図るため (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター昇降機保守点検業務委託契約	平成31年4月1日	株式会社 日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	1,568,160	昇降機という精密機械の構造上、昇降機の施工業者による保守点検が必要であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンターフラップ式駐車場機器保守点検業務委託契約	平成31年4月1日	アマノ株式会社 東大阪支店	東大阪市長田東一丁目6番21号	550,800	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
龍華出張所	八尾市龍華コミュニティセンター駐輪場管理等業務委託契約	平成31年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 3,026,934	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター機械警備業務委託契約	令和元年9月20日	セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	1,188,000	入札を行ったが、不調におわったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)
大正出張所	八尾市立大正コミュニティセンター昇降機保守点検業務	平成31年4月1日	東芝エレベーター株式会社関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 あべのハルカス30階	2,028,240	委託先である同社は、大正コミュニティセンターに設置された昇降機の製造及び納入者であるため、同昇降機の細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能である。このため、当該昇降機が常に安全かつ円滑に稼働するよう入念に点検を行うことが可能であり、突然の事故・故障発生時においても、迅速かつ的確な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
山本出張所	エレベータ保守点検業務委託	平成31年4月1日	株式会社日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	915,600	委託先である同社は、八尾市立山本コミュニティセンターに設置されたエレベータの製造及び納入者であるため、同エレベータの細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
竹濑出張所	八尾市立竹濑コミュニティセンター昇降機保守点検業務委託契約	平成31年4月1日	フジテック株式会社 近畿統括本部	大阪府茨木市庄一丁目28番10号	680,160	昇降機という精密機械の構造上、昇降機の施工業者による保守点検が必要であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
志紀出張所	八尾市立志紀コミュニティセンター昇降機保守点検業務	平成31年4月1日	フジテック株式会社 近畿統括本部	茨木市庄一丁目28番10号	715,476	昇降機という精密機械の構造上、昇降機の施工業者による保守点検が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	地域活動PR番組等制作放送業務	平成31年4月1日	やおコミュニティ放送株式会社	八尾市光町二丁目3番アリオ八尾2階	1,034,000	八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、地域コミュニティに対して長期間にわたり取材、情報提供を行っており市民に認知されていることや時間的余裕がない場合についても、十分に対応が可能であることが考えられ、他に上記を満たす契約先がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
コミュニティ政策推進課	回覧文書等配布業務	平成31年4月1日	八尾市自治振興委員会	八尾市本町一丁目1番1号	8,461,860	市政だより、回覧ちらし、ポスター等の紙媒体による市政情報を幅広く配布する業務については、町会(自治会)の全市域的組織を活用したほうが迅速かつ効率的に遂行できること、また、これまでの業務遂行に当たり、特段の問題や支障はなかったこと等に鑑み、八尾市自治振興委員会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	八尾市民憲章の啓発及び実践活動に関する業務	平成31年4月1日	八尾市市民憲章推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	950,000	本件業務については、各種団体で構成され、同憲章の普及・啓発活動に取り組まれている同協議会に委託した方が効率的・効果的に遂行できること及び昭和48年3月からの長きに渡る業務遂行に当たり、特段の問題や支障が発生していないことに鑑み、同協議会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	無料法律相談業務	平成31年4月1日	大阪弁護士会	大阪市北区西天満一丁目12番5号	1,810,040	法律相談業務には弁護士資格が必要であり、さらに大阪府の弁護士はすべて大阪弁護士会に登録しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書等自動交付サービス契約	平成31年4月1日	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	4,700,000	地方公共団体情報システム機構が証明書コンビニ交付にかかる一連のサービスを提供する唯一の機関であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)



担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	証明書等自動交付サービス契約	平成31年4月1日	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	単価契約 (年間見込額) 3,711,395	地方公共団体情報システム機構が証明書コンビニ交付にかかる一連のサービスを提供する唯一の機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書コンビニ交付システムサービス利用	平成31年4月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	7,128,600	証明書コンビニ交付システムサービスは、既存の証明書コンビニ交付システムにおける業務であるため、当システムの開発及び保守業者である富士通株式会社でしか対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市住民基本台帳関係システム運用保守業務委託	平成31年4月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	12,242,226	富士通株式会社は本市の住民基本台帳システムの構築業者であり、サーバ、端末、ネットワーク環境も含めたシステム環境について熟知している。障害発生時の迅速な対応も含め、運用保守業務については富士通株式会社しか対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	住基ネット運用支援作業委託	平成31年4月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	7,273,200	本市住基ネットワークシステムは富士通株式会社において開発されたものであり、そのシステム内容については同社が熟知している。また、平成14年8月以降の運用支援も同社に依頼しており、経験の蓄積があり、今後の住基ネットワークの安定的かつ継続的な運用や、有事の際の的確・迅速な対応が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)



担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	国民年金システム運用保守業務委託	平成31年4月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	6,801,600	国民年金システムの運用保守業務は、そのシステムの設計開発業者であり、システム内容を熟知している富士通株式会社に委託することが最も円滑かつ効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市戸籍総合情報システムクラウドサービス利用	平成31年4月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	6,671,844	富士通株式会社は現行戸籍総合情報システム構築業者である。障害発生時の迅速かつ的確な対応を行うためには、システムやプログラム環境等を熟知している富士通株式会社にシステム機器等の保守業務を委託することが必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	旧姓併記対応業務システム改修作業委託	令和元年6月28日	富士通株式会社 関西支社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	2,613,600	本改修作業については、住民基本台帳システム・住基ネットシステム・コンビニ交付システムと多岐に亘り、専門性を有する。富士通株式会社は本市が利用する住民基本台帳システム等の開発業者であり、平成29年度及び平成30年度においても本改修作業について委託契約を締結しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)